

令和6年度第2回 東京都北区公契約審議会 議事概要

開催日時	令和6年12月13日（金）午後2時開会
開催場所	北とぴあ 1602会議室（傍聴人定員：20名）
出席委員	事業者団体関係者 堀田 秀一 事業者団体関係者 山本 哲哉 労働者団体関係者 伊藤 好磨 労働者団体関係者 江藤 学 学識経験者（弁護士） 一瀬 太一 ※職務代理者 学識経験者（社会保険労務士） 高木 博之 学識経験者（公契約関係の専門家） 沼田 良 ※会長
次第	1 開会 2 議題 （1）工事または製造の請負契約に係る労働報酬下限額の設定について （2）工事または製造の請負契約以外の契約に係る労働報酬下限額の設定について （3）令和7年度労働報酬下限額の答申について 3 その他報告事項等 4 閉会
事前送付資料	（1）次第 （2）委員名簿 （3）令和6年度東京都北区公契約条例スケジュール （4）令和7年度労働報酬下限額の設定について （5）答申文（ひな型） （6）令和7年度労働報酬下限額設定の勘案事項について （7）東京都の公共工事設計労務単価推移 （8）会計年度任用職員（事務補助）の賃金推移について （9）地域別最低賃金の全国一覧 （10）北区周辺の職種別賃金状況 （11）令和6年度の職員の給与等に関する報告及び勧告の概要 （12）東京都北区公契約条例適用件数と内訳 （13）区内事業者の受注状況について（工事）
備考	

発言者	議事内容
○事務局（千田契約管財課長）	<p>（開会のあいさつ）</p> <p>本会議は条例によりまして、委員の過半数の出席がなければ開催できないとされていますけれども、本日は7名全員出席ですので、会議を進めさせていただきます。</p> <p>（配布資料の確認）</p>
○事務局（小宮山総務部長）	<p>（開会のあいさつ）</p>
○事務局（千田契約管財課長）	<p>それでは議題に入りたいと思いますので、進行につきましては沼田会長、よろしくお願いいたします。</p>
○沼田会長	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>早速、短い時間で内容の濃い審議をしたいと思いますので、協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、今年度2回目の審議ですので、答申の案文の作成を最優先に進めたいと思います。</p> <p>前回の審議会で、この案文の作り方について、前年度どおりということが合意されました。令和6年度の労働報酬下限額の基本的な考え方や枠組みを基礎として、最低賃金の上昇や特別区人事委員会勧告を踏まえた答申とするという内容になっております。それに従って今回進めたいと思います。</p> <p>では、事務局より議題1の説明をお願いします。</p>
○事務局（千田契約管財課長）	<p>（議題1の説明）</p>
○沼田会長	<p>工事の労働報酬下限額については、前年度の枠組みを変えないで、令和7年度の公共工事設計労務単価を基準に設定するという説明だと思います。また、前回ご意見のあった、見習い等における職種別の労働報酬下限額の設定については、検討を内部でやっていただいたようですが、今回は見送りとし引き続き検討を続けるという説明だと理解いたしました。</p> <p>堀田委員に伺います。工事事業者としてこの案はいかがですか。</p>
○堀田委員	<p>熟練工の場合、特に建築は非常に業種が多いです。そのため、業種によって非常に高い工賃を取る職員がいる一方、それほど高くない職員もいますので、非常に差が大きいと思います。熟練工以外の見習い手元についてはどの業種でも大体は単純作業になりますので、職種別ではなく軽作業員の70%というのは妥当だと思います。</p>
○沼田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、今の事務局の説明について、ご意見ご質問があればお願いします。</p>

○江藤委員	見習い等における職種別の労働報酬下限額の設定については、他の区でも大分議論が始まってきていますので、次年度から他の区の状況も見てぜひ検討いただきたいと思います。
○事務局（千田契約管財課長）	他の区の設定方法については情報収集させていただいて、議論の内容や設定方法は注視しております。区のほうでも何が適切か引き続き検討していきたいと考えています。
○沼田会長	そのほか、ございますか。なければ、次に行きます。事務局、議題の2の説明をお願いします。
○事務局（千田契約管財課長）	（議題2の説明）
○沼田会長	<p>事務局案では、業務委託・指定管理等の令和7年度の労働報酬下限額の考え方について、今年度の労働報酬下限額の設定方法と同様とし、今年度の労働報酬下限額に特別区人事委員会勧告で示されたⅢ類の初任給の上昇額相当分を加えるという設定方法が考えられ、金額にすると1,368円/時間という説明でした。</p> <p>次に、区外の施設については、今年度の労働報酬下限額に、区内の業務委託の労働報酬下限額の令和6年度から7年度への増加率を乗ずる設定方法が考えられます。これに基づきますと、令和7年度の労働報酬下限額は南房総市が1,236円/時間、那須町が1,153円/時間になるという説明でした。</p> <p>これについて、ご質問やご意見はございますか。</p>
○伊藤委員	<p>来年度の労働報酬下限額1,368円/時間に賛成いたします。</p> <p>他区でも公契約審議会が行われております。私が傍聴した文京区は条例制定1年目ですが、来年度の労働報酬下限額は1,295円/時間とのことです。1,350円/時間以上の区も多く、1,400円/時間を超える自治体もあり、最も高い区は1,460円/時間でした。物価上昇の影響と思われます。</p> <p>その中で、最低と最高の中間になったのかなと思いました。そういう意味では、1,368円/時間を提示していただいたことに感謝いたします。</p> <p>南房総市と那須町については、最低賃金も低いというところがあるので、やむを得ないと思います。</p> <p>最低賃金は、東京都もまた来年も上昇が予想されますので、今回の労働報酬下限額については妥当だと思います。</p>
○沼田会長	<p>ありがとうございます。そのほか、ありますか。</p> <p>では委託指定管理の事業者として山本委員に伺います。今回の勧告を踏まえて、労働報酬下限額が大幅に増額されるわけですが、ご意見がありますか。</p>
○山本委員	前回の資料であった今年度の11区の平均1,235円/時間という数字から見ても、10%を超える上げ幅なので、正直かな

<p>○沼田会長</p>	<p>り高めだなという思いはあります。しかし今年度の状況を見ると、仕方がないという感想です。世の中の賃金の伸び自体が5、6%ですから、そこから考えても高いとは思いますが、でも今年状況を見たらやむを得ないと思いました。</p> <p>ありがとうございます。そのほか、何かご意見はございますか。</p> <p>なければ、次に議題3の答申に移ります。</p> <p>資料5の枠で囲われているところ、議題1と議題2で今議論していただいたものを基にして、審議会としては決定を入れるという形式にさせていただきたいと思えます。</p> <p>前回の審議会で事務局より答申時点で、委託指定管理については金額を示すという依頼がありましたので、ここに金額を入れて答申することにしたと思えます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、資料5の枠で囲われている箇所に審議会の決定を入れるということにいたします。</p> <p>まず、工事の請負についてです。</p> <p>熟練労働者及び一人親方は、令和7年度に適用される東京都における各職種の公共工事設計労務単価を8時間で割り、90%を乗じた額とする。</p> <p>東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない3業種については、タイル工は内装工、屋根ふき工は板金工、建築ブロック工は石工の単価の90%とする。ただし、上記3職種について、令和7年度より新たに公共工事設計労務単価の設定があった場合には、その単価を用いる。</p> <p>熟練労働者及び一人親方以外で労働者の合意の上で見習い・手元等と使用者が判断する労働者、年金等受給に伴い賃金を調整している労働者等は、令和7年度に適用される東京都における軽作業員の公共工事設計労務単価を8時間で割り、70%を乗じた額とすることとしたいと思えます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>では、そのようにさせていただきます。</p> <p>次は業務委託・指定管理に移ります。</p> <p>区内施設は、令和6年度の業務委託・指定管理等の労働報酬下限額に令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告で示されたⅢ類の初任給の上昇額（地域手当相当額を含む額）相当を加えた1,368円/時間とすることとしたいと思えます。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>

○沼田会長	<p>区外施設については、各区外施設の令和6年度の業務委託・指定管理等の労働報酬下限額に、令和6年度の区内の業務委託・指定管理等の労働報酬下限額（1,191円/時間）に対する、1,368円/時間の増加率を乗じた金額にする。南房総市は1,236円/時間、那須町は1,153円/時間とすることとしたいと考えます。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
○沼田会長	<p>ではそのように決定いたします。</p> <p>なお、区長に答申する案文については、この資料を基に作成いたしますが、会長に一任ということにさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
○沼田会長	<p>では、会長に一任とさせていただきます。</p> <p>審議会から区長への答申案文については後日調整の上、区長に提出いたします。</p> <p>また、事務局に確認をしたいと思っておりますけれども、告示は業務委託・指定管理の労働報酬下限額の告示を先行するという事ですね。令和7年度の公共工事設計労務単価の発表後に、工事の労働報酬下限額の告示を行うということによろしいでしょうか。</p>
○事務局（千田契約管財課長）	<p>資料3のスケジュールにお示しのとおり、答申をいただきましたら、12月中には委託と指定管理等について労働報酬下限額の告示をしたいと思っております。また、工事につきましては、2月に国から公共工事設計労務単価が出されましたら、それに基づいて3月に労働報酬下限額を告示したいと思っております。</p>
○沼田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、答申については、以上のとおりといたします。</p> <p>では、答申とは別に、この審議会の運営や北区公契約条例に関する意見・感想がありましたら、自由に発言をお願いします。</p>
○江藤委員	<p>労働報酬下限額の実効性の担保について、事務局含め皆様にご意見をお聞きしたいと思います。今回、私たちの労働組合のほうで2024年5月29日に、公契約条例の現場調査を行った結果ですが、ほぼ80%の方が知らないという状況が確認されています。</p> <p>隣の足立区では、公契約条例の改定を行ったうえで、条例の認知度を上げていくとのことですので、こうした状況を受けて、北区の今後の方針についてお聞かせください。</p>
○事務局（千田契約管財課長）	<p>前回の審議会でもお話ししましたが、公契約条例の適用現場であることを認識されていない事業者がいたことも事実です。今後は来年度の契約の準備に入っていきますが、その中でも特定公契</p>

	<p>約、労働報酬下限額が適用になる委託の案件があります。その契約の際には、事業者に改めて公契約条例の対象業務であるとの文書等をお渡しするような形で事業者に周知するとともに、事業者においても労働者に周知を図っていただきたいということをお願いしていこうと考えています。</p>
○江藤委員	<p>足立区では、全ての労働者に周知カードを配布し、それぞれに業種や職種を知らせることも含めて啓蒙活動をしていくとのこととです。北区ではそうしたご検討はできますか。</p>
○事務局（千田契約管財課長）	<p>これにつきましては、印字されたQRコードから区の公契約条例のページに飛ぶことができる様子を区のホームページで公開しています。これはカード形式で分割できるようになっていて、事業者側で印刷してもらえば労働者一人一人に配れるようになっています。こちらでも事業者に改めて周知していきたいと思います。</p>
○沼田会長	<p>個人の意見ですが、周知徹底については使用者と労働者を一応分けて考えたほうが良いと思います。使用者については、100%徹底していただくことが必要だと思います。一方で、対象となっている労働者の中には、一度しか現場に来ないような方も含まれているだろうと思います。そうした方達に対しても、100%周知徹底しろというのは現実的ではないので、別途検討していく必要があると思います。</p> <p>就労前に、その街の条例を全部把握するというのは現実的ではないと思いますので、事業者が条例を理解しそれを労働者に伝えるというのを励行していただくのが適当であると思いました。</p>
○事務局（千田契約管財課長）	<p>会長がおっしゃられたとおりですが、区が労働者の方、一人一人に伝えるというのは難しいと思っているので、条例では周知を事業者にしてもらうという形になっております。そのことも、事業者の方には改めて周知をしていきたいと思っています。</p>
○沼田会長	<p>入札のときにも、事業者に周知を徹底していただくというのが大事だと思います。</p>
○江藤委員	<p>重層下請が発生しやすい建設業界において、契約者以外の事業者にどのように条例を周知するか、事務局として徹底して考えていただければと思います。休憩所にポスターを張るだけでも結構です。ぜひご検討をよろしくお願いいたします。</p>
○伊藤委員	<p>現在の入札は、ほとんど電子で行われており、入札時に直に事業者と会う機会はないという理解です。契約時に周知をお願いできないのかと思います。工事も委託も似たようなことがあると思います。</p>
○事務局（千田契約管財課長）	<p>伊藤委員のご説明のとおりで、入札自体は電子で行っており、入札の申込みの時点では、この案件については特定公契約であるというのはお示ししていますが、直接事業者には伝えられていま</p>

	<p>せん。北区の場合は現状全て紙の契約書を使用しており、契約書作成用の書類の受渡しは窓口にて行っていますので、その際に周知していこうと思います。</p>
○伊藤委員	<p>分かりました。</p>
○沼田会長	<p>公契約条例の案件であれば、契約しないという事業者はいますか。</p>
○事務局（千田契約管財課長）	<p>公契約条例が始まってから1年が経ち、公契約対象の案件も入札に出っていますが、入札参加者は減っていないと思います。</p>
○沼田会長	<p>そのほか、ございますか。</p>
○江藤委員	<p>前回の審議会で話に上がった、労働報酬下限額が守られていなかった事案について、その後どうなったのか状況報告をお願いします。</p>
○事務局（千田契約管財課長）	<p>学童クラブの委託で、労働報酬下限額が守られていなかった事案がありました。その後、事業者には所管課が指導し、4月に遡って労働報酬下限額以上の報酬を払うよう対応していただいているとのことでした。</p>
○江藤委員	<p>その学童クラブの担当課に聞いたところ、担当課ではこの契約を結ぶときに事業者の説明をされたそうです。何回も確認をしたということですが、それでも労働報酬下限額が守られていなかったということから、事業者に伝わっていない部分があったのだと思います。この件に関しては事業者への説明の際に労働報酬下限額の周知が徹底されるよう、今一度契約管財課として各課に指導をお願いしたほうがいいかなと思いました。</p>
○事務局（千田契約管財課長）	<p>公契約条例に関し庁内に対しても説明する機会がありますので、その際に説明していきたいと思っています。ありがとうございます。</p>
○沼田会長	<p>まだ時間がありますので、全員一人ずつ意見を伺ってまいりたいと思います。</p>
○一瀬委員	<p>今の観点での質問ですが、入札された後に契約をする段階で、公契約条例が適用になるためそれを遵守することが当然の義務になりますが、契約上もあえて重ねるような取組はあるのでしょうか。</p>
○事務局（千田契約管財課長）	<p>特定公契約になる契約につきましては、特約で契約書と一緒にとじ込んでつけています。</p>
○一瀬委員	<p>周知自体もその義務として、記載されているという理解でよろしいですか。</p>

○事務局（千田契約管財課長）	はい。
○一瀬委員	なるほど。そうだと、それに違反した場合の契約上のカバーはどのように手当がされているのでしょうか。
○事務局（千田契約管財課長）	厳密に言えば契約違反ということになります。悪質な場合は契約解除や指名停止という可能性もありますが、現状では区から公契約条例について周知した上、事業者の方では条例に基づいて契約を履行するというところに留めています。
○一瀬委員	現状ではそこまで悪質なケースはないという理解でよいでしょうか。一方で、条例を守れていないケースが増加した場合は、敢えて指名停止等の対応の告知をすることも必要になるかもしれないと思いました。
○沼田会長	次に、伊藤委員。
○伊藤委員	契約の見積りの積算の際に、条件を提示されることがあると思います。その中で、時間当たりの単価をいくら以上にしようかと記載することは可能でしょうか。
○事務局（千田契約管財課長）	予算の要求をするに当たっては事業課で事業者から参考として見積りを取ることがあります。その際には、契約管財課としても、労働報酬下限額の見込みを示した上で、見積りを取るようお願いをしています。今まで公契約条例を制定する前は契約管財課からその額を示していませんでしたが、制定以降は契約管財課として、予算要求の段階で暫定的な労働報酬下限額を示して見積りを取るようお願いしております。
○伊藤委員	分かりました。
○沼田会長	次に、江藤委員。
○江藤委員	この公契約条例に関して、今後こういった現場に対して、現場調査を続けていながら、サンプルを集めて皆様のほうに訴えていきたいと思っております。 堀田委員もよくご存じかと思うのですが、今、建設業は大変人手不足になり、若手がいなくなり、産業自体がままならないという状況です。こうした状況で、公契約条例は一人一人職人の労務単価を上げていく中では絶対必要だと思いますので、ぜひ北区で職人を育てる環境を作っていただければと思います。もし、この調査を繰り返す中で、公契約条例の周知が足りないということであれば、ぜひ事務局のほうでも調査をしていただいて、実際現場の状況を見ていただきたいというのが私の切なる思いです。
○沼田会長	次に、山本委員。
○山本委員	私どもは指定管理業者なので、北区からこういう業務を指定管

	<p>理に求めますと、まず手を挙げます。特に、我々来年から新たにまた公園の指定管理を行います。実際に指名されてから来年の予算を組む段階で初めて労働報酬下限額を含めて検討を行うこととなります。そこから北区の担当部署といろいろやり取りをするわけですが、一言、二言目には予算がないという話が出てくるので、ぜひ交渉には真摯に対応いただけるようお願いしたいと思います。</p>
○沼田会長	<p>次に、堀田委員。</p>
○堀田委員	<p>先ほどお話がありましたように、人手不足、職人不足というのが我々業界の大きな問題になっていますが、解決方法はどう考えても無いと思います。</p> <p>北区の発注の建築工事に関しても、発注いただいても申込者がいないもしくは辞退してしまう案件が年に数本出ています。公契約条例により全体の工事費を上げたとしても、受注者が出ず、入札不調の状態が続けば北区の事業が滞ってしまいます。</p> <p>官庁の発注工事が滞っているのは北区だけではありません。中堅大手の事業者は、1～2年後まで手持ちの工事で全部埋まっているところがあります。建築の現状としてお話しいたしました。</p>
○沼田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>最後に、高木委員。</p>
○高木委員	<p>我々は工事以外の指定管理者の労働環境のモニタリングを行っておりますが、今年度については基本的に見ている限りではこの公契約の労働報酬下限額以上は払われているのが現状です。今回この労働報酬下限額を見て、公契約条例の対象であるものとそうでないものの賃金の差というのが大きくなると思われました。公契約条例の対象でない契約はあくまでも東京都の最低賃金を上回ればというところなので、その差がさらに開いてしまうのはどうなのかなと思われました。</p>
○沼田会長	<p>本審議会では主に日本人労働者を念頭に審議をしておりますが、条例の対象者には外国人労働者も多くいるという理解です。今後少子高齢化が進む中でさらに外国人が必要になると思いますので、そうした意味でも1,368円/時間という数値は英断だと思われました。一方で、私が先日視聴した米国のニュースでは、ラストベルト（錆びついた地帯）の工場ですらハイチ難民の時給が17ドルとされていました。現在の日本円に換算すると2,600～2,700円/時間程度ですので、1,368円/時間と比べると大きな差があります。こうした内外の違いについても理解しておくとういと思われました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。では、事務局のほうからお願いします。</p>
○事務局（千田契約管財課長）	<p>（事務局より連絡事項）</p>

○沼田会長

では、以上をもちまして、令和6年度第2回北区公契約審議会を閉会させていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。